

確定申告について

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

◆年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※控除の追加等により源泉徴収税額の還付を受ける場合は確定申告(還付申告)が必要です。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町県民税の申告が必要な場合があります。

◆医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」の提出が必要です

医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

◆ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、24時間いつでも申告書の作成ができ、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードと、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

《確定申告などに関する問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月～金曜日(土・日曜日及び祝日を除く)



確定申告書の作成は
こちらから

※広報1月号6ページ掲載の2月3日(木) 役場開催の「税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会」は新型コロナウイルスの感染拡大状況により中止させていただく場合があります。最新の情報については、町ホームページ又は税務課町民税担当(☎991-1833)にお問い合わせください。

ミニまつぶし2022わくわくマルシェ ～パイン交換会～

問合せ 教育文化振興課 社会教育担当 ☎991-1873

今年度のミニまつぶしは中止となりますが、特別事業として今までミニまつぶしで仕事をして得たパインを景品と交換できる「ミニまつぶし2022わくわくマルシェ～パイン交換会～」を行います。現在持っているパインは捨てずに、見当たらない方はぜひおうちの中を探してみてください。皆様のご参加をお待ちしています！

・交換会の詳細については、広報まつぶし3月号及び町ホームページ等でお知らせします。

- ▶日時 3月26日(土)・27日(日) 10:00～15:00
- ▶場所 役場第二庁舎3階
- ▶対象パイン ミニまつぶし2019発行分、ミニまつぶし2020発行分、ミニまつぶし2021～わくわくテレワーク～発行分
- ▶対象者 対象パインを持っている全ての子どもたち

※新型コロナウイルス感染症の状況によって変更になる場合があります。

パインを持ってあつまれ！
何と交換できるかは
お楽しみ！

